

午前10時46分 休憩

午前10時55分 再開

○佐々木謙二議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

#### 日程第4 報告第1号 寄附採納の報告について

○佐々木謙二議長 日程第4、報告第1号 寄附採納の報告についての1件を議題といたします。報告を受けることといたします。内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 報告第1号 寄附採納の報告についてご報告申し上げます。

内容につきましては、お手元の報告のとおりでございます。平成20年中に寄附を受けたものでございます。

このうち、心のまちづくり基金につきましては5件、12万8,967円。地域福祉基金につきましては3件、17万1,000円。文教の杜運営基金につきましては4件、8万7,400円。ふるさと応援基金につきましては9件、87万円の寄附がございました。

いただきました物件、金員等につきましては、寄附の目的に沿って活用をさせていただいておりますことをご報告申し上げますとともに、ご寄附くださいました皆様に対して厚く御礼を申し上げます。

以上、ご報告申し上げます。

○佐々木謙二議長 報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、これで報告を終わります。

#### 日程第5 議案第13号 指定管理者の指定について外46件

○佐々木謙二議長 次に、日程第5、議案第13号 指定管理者の指定についてから日程第51、議案第12号 平成21年度長井市水道事業会計予算までの47件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 議案第13号から議案第18号までについてご説明を申し上げます。

この6議案は、いずれも指定管理者の指定についてでございます。議案第13号では、長井市中央地区公民館の指定管理者として長井市中央地区公民館運営協議会を指定するため、議案第14号では、長井市致芳地区公民館の指定管理者として長井市致芳地区公民館運営協議会を指定するため、議案第15号では、長井市西根地区公民館の指定管理者として長井市西根地区公民館運営協議会を指定するため、議案第16号では、長井市平野地区公民館の指定管理者として長井市平野地区公民館運営協議会を指定するため、議案第17号では、長井市伊佐沢地区公民館の指定管理者として長井市伊佐沢地区公民館運営協議会を指定するため、議案第18号では、長井市豊田地区公民館の指定管理者として長井市豊田地区公民館運営協議会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりご提案申し上げます。

次に、議案第19号 長井市職員の再任用に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法第28条の4、第28条の5及び第28条の6の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めるためご提案申し上げます。

議案第20号 長井市地域活性化生活対策基金条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、地域活性化生活対策臨時交付金を活用し、地域の活性化等に資する事業を推進するため積み立てる基金を設置すべくご提案申し上げます。

議案第21号 長井市介護保険介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、介護報酬の引き上げに伴う第1号被保険者の介護保険料の上昇を抑制し、負担軽減を図るため、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を積み立てる基金を設置すべくご提案申し上げます。

議案第22号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、行財政改革の一環として、組織及び業務の見直しを図るべく、所要の改正を行うため、ご提案申し上げます。

議案第23号 長井市個人情報保護条例及び長井市統計調査条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、統計法の全部改正に伴い、長井市個人情報保護条例及び長井市統計調査条例の法令引用部分につきまして、所要の改正を行うため、ご提案申し上げます。

次に、議案第24号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、新たに職員の再任用制度を導入することに伴い、関係条例につきまして所要の改正を行うため、ご提案申し上げます。

議案第25号 長井市職員の育児休業等に関する

条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、少子化対策の一環として、育児のための短時間勤務制度の導入を目的とした地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたこと及び新たな再任用制度を導入することに伴い、所要の改正を行うため、ご提案申し上げます。

議案第26号 長井市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、新たに職員の再任用制度を導入することに伴い、関係条例につきまして所要の改正を行うため、ご提案申し上げます。

議案第27号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、新たに職員の再任用制度を導入することに伴い、関係条例につきまして所要の改正を行うため、ご提案申し上げます。

次に、議案第28号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、本市の行政情報システムの委託先変更に伴い、前期高齢者に係る国民健康保険税を年金から特別徴収する時期を6カ月繰り下げるため、ご提案申し上げます。

議案第29号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、住民基本台帳カードの普及促進を図るため、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間、住民基本台帳カードを取得する際の交付手数料500円を無料とするため、ご提案申し上げます。

議案第30号 長井市特別会計条例の一部を改

+

正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、定額給付金給付事業特別会計を設置するため、ご提案申し上げますのでございます。

議案第31号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市体育施設の利用拡大と普及啓蒙のため、指定管理者制度導入に係る規定の整備を行うとともに、施設の名称を見直すべく所要の改正を行うため、ご提案申し上げますのでございます。

議案第32号 長井市古代の丘資料館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市古代の丘資料館の企画展実施に当たり、観覧料を徴収し、あわせて文言等の統一性を図るべく所要の改正を行うため、ご提案申し上げますのでございます。

議案第33号 長井市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市文化財調査会を長井市文化財保護条例規定の諮問会議とし、あわせて文言等の統一性を図るべく所要の改正を行うため、ご提案申し上げますのでございます。

議案第34号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、山形県医療給付事業補助金交付規程の改正に伴い、所要の改正を行うため、ご提案申し上げますのでございます。

議案第35号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの介護保険料の改定に伴い、所要の改正を行うため、ご提案申し上げますのでございます。

次に、議案第36号 長井市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いてご説明申し上げます。

本案は、組織機構の見直し、地方自治法の一部改正及び地区の再編に伴い、所要の改正を行うため、ご提案申し上げますのでございます。

議案第37号 長井市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、新たに再任用制度を導入することに伴い、関係条例につきまして所要の改正を行うため、ご提案申し上げますのでございます。

次に、議案第38号 平成20年度長井市定額給付金給付事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,095万2,000円と定めるものでございます。

歳入といたしましては、国庫補助金4億9,095万2,000円を計上いたすものでございます。

歳出につきましては、定額給付金給付事務費に1,766万円、定額給付金給付事業費に4億7,329万2,000円を計上いたすものでございます。

次に、議案第39号 平成20年度長井市一般会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額に3億9,249万円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ111億505万円といたすものでございます。

このたびの補正は、主なものといたしまして、地域活性化生活対策事業費9,903万6,000円、財政調整基金積立1億円、地域活性化生活対策基金積立4,990万円、長期債償還元金1億1,885万9,000円などを追加し、健康診査委託料740万7,000円のほか、それぞれの事務事業における不用見込み額を減額いたすものでございます。

また、これらの補正の財源といたしまして、地域活性化生活対策臨時交付金1億4,989万5,000円、民間資金借換債1億1,860万円、平成19年度置賜広域病院組合負担金精算金1億171

万6,000円などを計上いたすものでございます。

なお、2款総務費に一括計上しておりました一般職のPerson費について、それぞれの款への組み替えをいたしております。

第2条の繰越明許費、第3条の地方債の補正につきましては、それぞれ第2表から第3表のとおり定めるものでございます。

議案第40号 平成20年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額から1億2,346万4,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,990万円といたすものでございます。

このたびの補正は、後期高齢者支援金負担金、前期高齢者交付金、保険基盤安定繰入金などの額の確定や特定健康診査事業に伴う一般会計繰入金、一般療養給付費などの減額により、歳入歳出それぞれの補正をいたすものでございます。

議案第41号 平成20年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額から1,390万6,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億164万6,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳入の主なものといたしまして、受益者負担金、一般会計繰入金を増額し、下水道使用料並びに単独事業費の減額に伴う市債を減額いたすものでございます。

歳出につきましては、消費税納付金の増額及び埋設物移転補償費などの事業費並びに長期債等の利率の変更による償還利子を減額いたすものでございます。

議案第42号 平成20年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第1号についてご説明を申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、

予算の総額に1,797万1,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,808万円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきましては、財産運用収入97万1,000円、基金繰入金1,700万円を増額いたし、歳出につきましては、山形鉄道助成費1,700万円、基金積立金97万1,000円を増額いたすものでございます。

次に、議案第43号 平成20年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額から10万1,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,802万1,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、訪問看護利用者の年間推移及び前年度実績等を勘案し、療養費交付金及び利用料を減額し、これに伴う一般会計繰入金を増額いたすものでございます。

議案第44号 平成20年度長井市介護保険特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額に2,477万9,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,840万1,000円といたすものでございます。

歳入につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例交付金などの国庫支出金や支払基金交付金、県支出金などを増額いたすものでございます。

歳出につきましては、支給該当者の増加等に伴う高額介護給付費の追加及び介護保険介護従事者処遇改善臨時特例基金への新たな積立金などを計上いたすものでございます。

議案第45号 平成20年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、

予算の総額から1,024万1,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億326万1,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳入の主なものといたしましては、特定地域生活排水処理事業の年度事業量確定に伴う国庫補助金及び市債などの減額をいたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、浄化槽設置工事費などの減額をいたすものでございます。

議案第46号 平成20年度長井市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額から2,835万円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,613万6,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、後期高齢者医療保険料負担軽減対策の制度改正に伴い、保険料4,096万7,000円の減額、市町村共通経費負担金428万円の減額及び保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金1,689万7,000円を増額いたすものでございます。

次に、議案第47号 平成20年度長井市水道事業会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

本案は、第2条に定めました業務の予定量をそれぞれ減額し、第3条では、収入におきまして、第1款水道事業収益を653万6,000円減額し6億6,951万8,000円とし、支出におきましては、第1款水道事業費用を824万円減額し、6億3,886万9,000円といたすものでございます。

第4条につきましては、本文括弧書き中の条文を改めますとともに、第1款資本的収入から1億4,244万1,000円を減額し5億4,694万5,000円とし、第1款資本的支出では2,349万3,000円を減額し、10億6,930万1,000円といたすものでございます。

第5条につきましては、起債の限度額を表の

とおり改めるものでございます。

次に、議案第1号 平成21年度長井市一般会計予算についてご説明申し上げます。

予算編成の基本的考え方につきましては施政方針の中で申し上げておりますので、予算の概要についてのみ申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ前年度対比2億3,200万円、2.2%増の106億6,200万円と定めるものでございます。

次に歳入の概要でございますが、市税につきましては、市民税の法人分及び固定資産税が減収となることを勘案し、前年度対比1億5,678万8,000円、4.6%減の32億2,115万4,000円を見込み計上いたしました。

地方交付税につきましては、地方財政対策などに基づき推計した結果、5,940万円、1.6%増の38億6,400万円となったところでございます。

国庫支出金につきましては、306万7,000円、0.4%増の6億9,447万3,000円、県支出金につきましては、2,642万2,000円、5.1%増の5億4,052万2,000円を計上いたしました。

繰入金につきましては、地域活性化生活対策基金繰入金4,990万円などで、4,915万3,000円、248.3%増の6,894万8,000円を計上いたしました。

市債につきましては、臨時財政対策債4億2,560万円、公的資金及び民間資金の借換債2億3,970万円、土地開発公社経営健全化対策債2億850万円などで、3億1,340万円、35.5%増の11億9,700万円を計上いたしました。

次に歳出でございますが、人件費につきましては、前年度対比1,704万2,000円、0.8%減の22億1,097万7,000円、繰出金を除く一般行政費につきましては、物件費で2,136万5,000円、2.0%の増、補助費等で4,580万5,000円、2.5%の増などにより、全体では7,675万円、2.3%増の33億7,577万8,000円を計上いたしました。

投資的経費につきましては、まちづくり交付金事業、土地開発公社経営健全化事業などで、1億3,027万7,000円、20.9%増の7億5,212万8,000円、公債費につきましては、4,187万9,000円、2.4%増の17億5,499万7,000円、繰出金につきましては、705万9,000円、0.6%増の12億495万1,000円となりました。

第2条から第5条までは、条文のとおり定めるものでございます。

次に、議案第2号 平成21年度長井市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2,600万円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税6億7,777万6,000円、国庫支出金8億3,280万8,000円、療養給付費交付金1億4,076万4,000円、前期高齢者交付金として5億9,437万1,000円を計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費23億1,390万円、後期高齢者支援金等として3億2,239万3,000円、老人保健拠出金は医療保険制度改正により大幅に減少し2万8,000円、介護納付金1億2,447万5,000円、共同事業拠出金2億5,471万2,000円を計上いたすものでございます。

議案第3号 平成21年度長井市公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,843万円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、受益者負担金2,095万6,000円、下水道使用料3億83万5,000円、国庫支出金1億4,680万円のほか、一般会計繰入金及び公的資金補償金免除繰上償還実施に伴う借換債などを見込み計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、汚水管渠の整備、下水道管理センター改築更新工事委託

料などに4億9,421万3,000円、公債費に17億9,556万円の所要額などを計上いたすものでございます。

第2条から第4条までにつきましては、それぞれ条文のとおりでございます。

次に、議案第4号 平成21年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,114万1,000円と定めるものでございます。

老人保健医療費給付事業につきましては、平成20年4月からの後期高齢者医療制度開始により、平成20年3月以前までの精算等に伴うものであり、前年度と比較いたしまして2億9,615万9,000円、率で96%の減少となっております。

次に、議案第5号 平成21年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,012万9,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、負担金4,398万円、一般会計繰入金1,602万円、基金繰入金6,000万円などを計上いたすものでございます。

歳出につきましては、山形鉄道助成費6,000万円、基金積立金6,012万9,000円を計上いたすものでございます。

議案第6号 平成21年度長井市農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,247万8,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、使用料及び手数料5,585万円、一般会計繰入金7,261万4,000円などを見込み計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、公債費1

+

億8,405万3,000円を所要見込み額として計上いたすものでございます。

第2条から第4条につきましては、それぞれ条文のとおりでございます。

議案第7号 平成21年度長井市訪問看護事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,897万8,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、療養費交付金1,419万3,000円、利用料157万7,000円などを見込み計上いたすものでございます。

歳出といたしましては、人件費等を事業費として計上いたすものでございます。

議案第8号 平成21年度長井市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,682万8,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、介護保険料4億2,178万円、国庫支出金6億1,336万4,000円、支払基金交付金7億3,133万円、県支出金3億7,170万1,000円などを計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費24億123万5,000円、地域支援事業費8,092万6,000円などを計上いたすものでございます。

議案第9号 平成21年度長井市浄化槽事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,640万4,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金1,180万円、使用料及び手数料1,752万円、国庫支出金2,359万8,000円ほか、一般会計繰入金及び市債などを見込み計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、浄化槽設置のための工事請負費7,880万3,000円、浄化槽

維持管理のための保守点検清掃委託料1,201万7,000円を所要見込み額として計上いたすものでございます。

第2条から第4条につきましては、それぞれ条文のとおりでございます。

議案第10号 平成21年度長井市用地特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ421万2,000円と定めるものでございます。

一般会計の予算に計上しております繰出金を歳入として、公共用地先行取得等事業債の利子を歳出として計上いたしたものでございます。

次に、議案第11号 平成21年度長井市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,846万9,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料1億7,741万4,000円、一般会計繰入金1億89万9,000円を計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金2億7,113万2,000円を計上いたすものでございます。

次に、議案第12号 平成21年度長井市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

平成21年度は、第4次拡張事業では、清水町浄配水場更新事業が最終年度を迎えます。将来にわたって市民の安心・安全を支える基幹施設として、竣工に向け推進してまいります。

また、管路施設の耐震化を図るため、石綿セメント管更新事業を進めてまいります。

さらに、長井ダム水源開発事業の推進に取り組んでまいりますとともに、引き続き、安全でおいしい水の安定供給の確保に努め、経営の健全化に向けて努力してまいります。

予算の内容でございますが、第3条に定めま

した収益的収入及び支出において、事業総収益は、前年度当初予算に比べ2.1%減の6億6,117万6,000円、事業総費用は1.4%減の6億3,426万8,000円を計上し、損益で168万3,000円の単年度純利益を予定いたしましたものでございます。

次に、第4条に定めました資本的収入及び支出において、収入総額は、企業債、国庫補助金などを見込み、前年度当初予算に比べ46.5%減の3億6,844万5,000円、支出総額では、建設改良費及び企業債償還金を見込み、10億715万6,000円を予定いたしましたものでございます。

差し引き不足する財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金をもって補てんさせていただくものでございます。

第5条から第9条までは、条文のとおりでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木謙二議長 提案者の説明が終わりました。これより質疑を行います。

まず、日程第5、議案第13号から日程第29、議案第37号までの質疑を行います。

なお、これからの一般議案25件につきましては、関係する常任委員会に付託の上、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

それでは、日程第5、議案第13号 指定管理者の指定についてから日程第10、議案第18号 指定管理者の指定についてまでの6件について一括質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第11、議案第19号 長井市職員の再任用に関する条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第12、議案第20号 長井市地域活性化生活対策基金条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第13、議案第21号 長井市介護保険介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第14、議案第22号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第15、議案第23号 長井市個人情報保護条例及び長井市統計調査条例の一部を改正する条例の設定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第16、議案第24号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第17、議案第25号 長井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ござい

+

ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第18、議案第26号 長井市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第19、議案第27号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第20、議案第28号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第21、議案第29号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第22、議案第30号 長井市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第23、議案第31号 長井市体育施

設条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第24、議案第32号 長井市古代の丘資料館条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第25、議案第33号 長井市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第26、議案第34号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第27、議案第35号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第28、議案第36号 長井市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第29、議案第37号 長井市水道企

業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第30、議案第38号から日程第51、議案第12号までの質疑を行います。

なお、これからの予算議案22件につきましては、予算特別委員会を設置し、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

まず、日程第30、議案第38号 平成20年度長井市定額給付金給付事業特別会計予算の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第31、議案第39号 平成20年度長井市一般会計補正予算第5号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第32、議案第40号 平成20年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第3号から日程第38、議案第46号 平成20年度長井市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号までの7件について一括質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第39、議案第47号 平成20年度平成20年度長井市水道事業会計補正予算第3号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第40、議案第1号 平成21年度長井市一般会計予算の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第41、議案第2号 平成21年度長井市国民健康保険特別会計予算から日程第50、議案第11号 平成21年度長井市後期高齢者医療特別会計予算までの10件について一括質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第51、議案第12号 平成21年度長井市水道事業会計予算についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で全議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。日程第5、議案第13号 指定管理者の指定についてから日程第29、議案第37号 長井市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの一般議案25件は、別紙付託表のとおり、関係する常任委員会に付託の上、ご審査願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。日程第30、議案第38号 平成20年度長井市定額給付金給付事業特別会計予算から日程第51、議案第12号 平成21年度長井市水道事業会計予算まで予算議案22件を審査

+

するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

予算議案22件は、ただいま設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託することにいたします。

○佐々木謙二議長 本日はこれをもって散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時45分 散会

**日程第52 請願第1号 国に対する労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書提出方請願**

**日程第53 請願第2号 「協同労働の協同組合法」（仮称）の速やかな制定を求める意見書提出方請願**

+

+

○佐々木謙二議長 次に、日程第52、請願第1号 国に対する労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書提出方請願及び日程第53、請願第2号 「協同労働の協同組合法」（仮称）の速やかな制定を求める意見書提出方請願を一括議題といたします。

お諮りいたします。本請願2件は、別紙付託表のとおり関係する常任委員会に付託の上、ご審査願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

**散 会**